

令和4年那審第11号

裁 決

モーターボートA漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年12月29日12時05分

沖縄県宜野湾港北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA 漁船B

総トン数	4.2トン	2.4トン
登録長	9.05メートル	7.07メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	243キロワット	69キロワット

3 事実の経過

Aは、平成29年11月に進水し、バウスラスタを装備したFRP製プレジャーモーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部に魚群探知機兼用のGPSプロッター、舵輪及び舵輪後方の操縦席右舷側に機関操縦レバー、同席左舷側に助手席及びその後方に同乗者用の椅子をそれぞれ設け、操舵室前部下方に船室を区画し、a受審人が1人で乗り組み、親族及び知人各1人を乗せ、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段として携帯式圧縮ガスホーンを備え、船首0.7メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和3年12月29日08時00分宜野湾港を発し、同港北方沖合約3海里の釣り場に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動し、08時15分頃前示釣り場に到着して錨泊及び移動を繰り返しながら釣りを行ったものの、釣果を得ることができなかったことから、帰航の途上で次回の釣り場を探すこととし、親族を椅子に知人を船室に待機させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時00分頃宜野湾港北方沖合の釣り場を発進して帰途に就いた。

12時01分少し過ぎa受審人は、宜野湾港北防波堤灯台（以下「宜野湾港灯台」という。）から331度（真方位、以下同じ。）2.67海里の地点で、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから航行に支障はないと見込み、針路を149度に定め、16.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、GPSプロッター画面に視線

を向けながら手動操舵によって進行した。

12時04分a受審人は、宜野湾港灯台から332度1.92海里の地点に達したとき、左舷船首14度530メートルのところに、西行中のBを視認することができ、その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、GPSプロッター画面で次回の釣り場を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在にも、この状況にも気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、Bが間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもないまま続航した。

こうして、a受審人は、GPSプロッター画面に視線を向けたまま進行し、12時05分宜野湾港灯台から332.5度1.65海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首部にBの右舷船首部が前方から85度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成元年6月に進水し、一本釣り漁業に従事するモーターホーンを備えたFRP製漁船で、船体後部に操舵室を配し、同室前部にGPSプロッター、魚群探知機、レーダー、舵輪及び舵輪後方の操縦席右舷側に機関操縦レバー、同席左舷側に同乗者用の折り畳み式椅子をそれぞれ設け、操舵室前部下方に船室を区画し、b受審人ほか1人が乗り組み、一本釣り漁に使用する生き餌釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年12月29日11時10分沖縄県浜川漁港を発し、同漁港西方沖合約1海里の漁場に向かった。

b受審人は、GPSプロッター及び魚群探知機を作動し、11時20分頃前示漁場に到着して同探知機の画面で生き餌となる魚影を探した

ものの、反応がなく、11時50分頃宜野湾港北方沖合の漁場に至っても同魚影を探知することができなかったことから、同港西方沖合の漁場に移動することとし、甲板員を船室に待機させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時03分頃宜野湾港北方沖合の漁場を発進した。

12時04分僅か前b受審人は、宜野湾港灯台から335度1.65海里の地点で、周囲を一見して他船を見掛けなかったことから航行に支障はないと見込み、針路を244度に定め、4.0ノットの速力で、魚群探知機の画面に視線を向けながら手動操舵によって進行した。

12時04分b受審人は、宜野湾港灯台から334.5度1.65海里の地点に達したとき、右舷船首71度530メートルのところに、南下中のAを視認することができ、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機の画面で生き餌となる魚影を探索することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かず、同船の進路を避けることもないまま続航した。

こうして、b受審人は、魚群探知機の画面に視線を向けたまま進行し、12時05分僅か前ふと前方を目視したところ、右舷至近にAを初めて視認し、急ぎ機関を中立運転としたものの、及ばず、Bは、原針路及び3.0ノットの速力になったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に亀裂及び擦過傷を、Bは、右舷船首部外板に亀裂及び擦過傷をそれぞれ生じたが、いずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、宜野湾港北方沖合において、南下するAと西行するBとが衝突したもので、衝突地点付近の水域には特別法である港則法の適用がな

いことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

本件時、両船は、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、両船の付近水域には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、衝突のおそれがある態勢となってから衝突に至るまでの間、それぞれに要求される動作をとるのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められる。

したがって、本件は、海上衝突予防法第15条の横切り船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、宜野湾港北方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、西行中のBが、見張り不十分で、前路を左方に横切るAの進路を避けなかったことによって発生したが、南下中のAが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、宜野湾港北方沖合において、同港西方沖合の漁場に向けて西行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、魚群探知機の画面で生き餌となる魚影を探索することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aの存在にも、同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Aの進路を避けることもないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、宜野湾港北方沖合において、同港に向けて南下する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、GPSプロッター画面で次回の釣り場を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bの存在にも、同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、Bに対して避航を促す音響信号を行うことも、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月17日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文